

独占禁止法審査手続についての懇談会（第 11 回）御中 平成 26 年 10 月 15 日
村上 政博

供述聴取への弁護士立会いに関する現行法制の解釈について（最後の論点であって）文書で意見を申し述べたい。

現行法制の解釈について、すでに弁護士立会いは認めざるを得ないものと解釈される。

任意の呼び出しに応じてまたは出頭命令に従い、出頭した参考人が、（弁護士を同行し）同行した弁護士を立ち合わせない限り、供述聴取に応じないと主張すると、（さらに審査官の説得に応じずに頑張れば）、審査官は供述聴取を強制・強行することはできない。したがって、審査官は、当該参考人に対して供述聴取を行おうとする場合には、弁護士立会いを認めざるを得ない。

また、仮に審尋のもとでの陳述拒絶に対して刑事罰を課すことが可能であるとしても、参考人の上記行為は、94条の陳述拒絶（「陳述をせず」）に該当しないと解釈されるため、公取委は当該参考人に対して刑事告発を行い94条の刑事罰を科すことはできない。

したがって、経済界は供述聴取時における弁護士立会いが防御権の保障において必要不可欠であると考えるのであれば弁護士立会いを勝ち取るべきである。公取委は、法制上密室での取調べ方式は維持できないものであることを自覚して、裁量型課徴金を導入して、事業者に対する報告命令を中心とする大陸法系の行政調査に移行することを真剣に検討すべきである。